

魚津市農業委員会総会議事録

・とき 令和8年6月3日（水）
午後1時30分

・ところ 魚津市役所第4、5、6会議室

議 事

- 第 1 議案 第 19 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定により許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 22 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和8年6月3日(水)

2. 総会の場所 魚津市役所第4、5、6会議室

3. 農業委員の定数 14名

4. 総会に出席した農業委員の数 12名

職務代理(議長) 10番 大崎 章博

委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝

4番 上樂 晃 5番 稗苗 史絵

6番 小坂 義則 7番 宮坂 博一

8番 佐々木 隆 9番 住田 賀津彦

11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂

14番 石坂 誠一

5. 総会を欠席した農業委員の数 2名

3番 中山 彦信 12番 北田 直喜

6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名

下中島地区 吉崎 道隆 上中島地区 村崎 信明

7. 議事録署名委員

5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則

8. 総会に出席した職員

事務局長 舘 和生 係長 藤井 勝利

主事 山根 悠平 主事 清水 雅之

主事 鷹休 誠人

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和8年度6月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、5番稗苗委員、6番小坂委員をお願いいたします。

議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は1件1筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が32.00 m²です。

【議案第19号 議案書をもとに朗読】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

事務局： 下野方地区、担当確認委員の北田会長よりご意見伺っております。本案件については申請のとおり許可妥当であると考え、とのことです。

議長： 委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議長： 意見が無いようでしたら申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第19号は決定いたします。

議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

5ページ目をご覧ください。今月の申請は1件ございます。地区別の内

訳は表のとおりです。面積が1,773.00㎡です。

【議案第20号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 雨水排水については自然浸透で排水する計画であるとの説明があったが、既存水路に排水が流れ込んでくる可能性があることから、譲受人に対して雨水排水が既存水路に流れ込まないようにする対策の徹底を依頼してほしいと地域の区長にお願いしました。その外の点につきましては特段問題ないと考えます。ただ、譲渡人の所有農地で遊休農地になっているところがあるため、周囲への影響が出ないか心配である。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見ありましたらご発言願います。

11番： 譲渡人所有の遊休農地がまだ残っているとのことだが大丈夫でしょうか。

4番： 近隣に住んでおられる農業者が譲受人から農地を譲り受けて耕作しています。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第20号は意見決定いたします。

議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全2件、3筆、1,446 m²になります。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議 長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

議 長： 意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議 長： 異議が無いようですので、議案第21号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局：

- ・令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表
- ・令和9年度農林関係税制改正要望の取りまとめについて
- ・農業委員会ロゴマークについて
- ・全国農業新聞の購読継続依頼について（退任予定者対象）

議 長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後 3 時00分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第16号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、従前から申請地を借り受けて耕作している譲受人へ農地の所有権を移転するものである。</p> <p>権利移転後もこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、4月21日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第16号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、譲渡人の労働力不足により農地の管理ができないため、従前から申請地を借り受けて耕作している譲受人へ農地の所有権を移転するものである。 権利移転後もこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、4月21日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第16号 受付番号3番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	今回の申請は、県外在住の譲渡人が農地の管理をできないため、従前から申請地を借り受けて耕作している譲受人へ農地の所有権を移転するものである。 権利移転後もこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転による周囲への影響はないと考えられる。 また、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。 なお、4月21日、事務局清水、鷹休が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第17号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は土地改良事業未実施区域でかつ、農地集団規模が10ha未満であるため、第2種農地と判断します。転用許可基準は代替可能性の勘定の必要なしです。	
転用目的	ドッグラン敷地	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金でまかなう計画で、残高証明書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件はドッグラン敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、ドッグラン敷地が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水については、ドッグランの部分については自然浸透により排水する計画で、駐車場部分については既設水路を利用し、排水する計画です。 生活排水については、ペットの排泄物は袋を利用者に持ち帰ってもらう形で対応し、利用者用の簡易トイレについては、業者に依頼し処理してもらう形態を取るため発生しません。 今回の転用によって農地集団規模を分断する事はありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		